

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 17 年 7 月 21 日

1 はじめに

平成 17 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な論議が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、景気は着実に回復を続け、企業業績も全体として改善が進んでおり、収益力はこの 10 年間でもっとも高いレベルにある一方、労働者生活は置き去りにされ、低所得層の生活苦が深刻化しており、そこに目をむけた政策対応が必要であると主張した。

2005 年 5 月の完全失業率は 4.4%、有効求人倍率は 0.94 倍で人員不足気味の職場も増え、足下では時間当たり賃金の上昇がみられるが、雇用形態の多様化が低所得・不安定雇用の増加を伴って進んでおり、雇用者に占める非典型労働者の比率は 3 割を上回っていると指摘し、持続可能な安心して暮らせる社会であるために、社会的な職業能力開発や就職支援などの雇用政策と同時に、「生活できる賃金」をナショナルミニマムとして担保することが求められていると主張した。

加えて、現在の最低賃金時間額の全国加重平均は 665 円であり、月額に換算しても連合が 2003 年にマーケットバスケット方式によって試算した若年単身労働者の必要最低生活費の月額 146,000 円を大きく下回っており、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の一般労働者の所定内賃金の 36.6%の水準にすぎないことなどから、生計費や実勢賃金と比べて低すぎるとともに、諸外国の最低賃金水準と比べても見劣りすることを主張した。また、この数年間の影響率は、極めて低く、最低賃金の存在感が希薄になっており、せめて単身でも最低限の生活ができる水準を実現すべく、明確な水準改善を図ってこそ、最低賃金の存在感を社会にアピールしていくことができると主張した。

以上の点を踏まえれば、今年を目安決定に当たっては、過去 3 年間と明らかに異なる対応が必要であり、最低生計費を満たすに足る最低賃金水準をめざして、各種賃金指標の現行水準や環境変化の動向を踏まえつつ、明確な水準の改善に結びつく目安を提示すべきであると最後まで強く主張した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、日本の景気は「緩やかに回復し、踊り場から脱却しつつある」とされているが、地域間、業種間、大企業と中小・零細企業との間には、景況感に大きな温度差があると主張した。各種調査報告において、地域の景況や雇用情勢の改善の度合いの格差が指摘されており、有効求人倍率や完全失業率をみても地域間の格差が明確になっているとし、また、資金繰り判断は中小企業、特に非製造業において厳しく、業況判

断D Iにおいても中小企業ではマイナス幅が前期比で再び拡大に転じていると指摘した。

日本経済全体についても、アメリカや中国の経済状況、為替や株の動向、原油をはじめとする原材料費の高騰など、先行きの不透明感が増す中、手放しで楽観できず、大企業や大都市など、限られた部分の情勢は良くなっているものの、バラツキが大きくなっていることを強く認識する必要があると主張した。

加えて、賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率をみても、Aランクの0.6%に対して、Dランクは0.0%と差がついているだけでなく、平均の0.4%を上回っているのはAランクのみであること、製造業の賃金上昇率が0.0%であることも重く受け止めるべきであると主張した。また同調査の第1表では、賃金改定を実施しない事業所の割合が54.2%と4年連続して50%を超えていると指摘した。さらに賃金交渉結果については、妥結額、アップ率ともほぼ横ばいで推移するとともに、大手企業では初任給のアップ率は2003年以降、ほぼゼロで推移していると指摘した。

以上の点を踏まえれば、景気は全体としては回復してきてはいるものの、地域間や企業規模間のバラツキが大きく、特に最低賃金の影響を大きく受ける中小・零細企業は依然として先行きが不透明・不安定かつ厳しい状況にあることから、中小・零細企業の存続と従業員の雇用の維持を最優先に考えるとともに、最低賃金という性格にかんがみると、賃金改定状況調査の第4表で最も数値の低かったDランク及び製造業の賃金上昇率である「ゼロ」を今年度の目安とすべきであると最後まで強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

公益委員としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料として目安額を決定するというこれまでの考え方を基本としつつ、上記の労使の小規模企業の経営実態等の配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表われた諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめ、本小委員会としては、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、同審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記1の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっているとし、不満の意を表明した。

平成 17 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

- 1 平成 17 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 17 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	東京、神奈川、愛知、大阪、千葉	3 円
B	滋賀、兵庫、静岡、埼玉、京都、長野、富山、三重、 広島、栃木	3 円
C	茨城、山梨、群馬、香川、石川、奈良、山口、岡山、 福井、宮城、福岡、北海道、新潟、岐阜、福島、和歌山	3 円
D	徳島、大分、島根、山形、愛媛、鳥取、岩手、佐賀、 高知、鹿児島、熊本、秋田、宮崎、長崎、青森、沖縄	2 円

- 2 (1) 目安小委員会は本年の目安の審議に当たっては、平成 16 年 12 月 15 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基に審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

- (2) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。